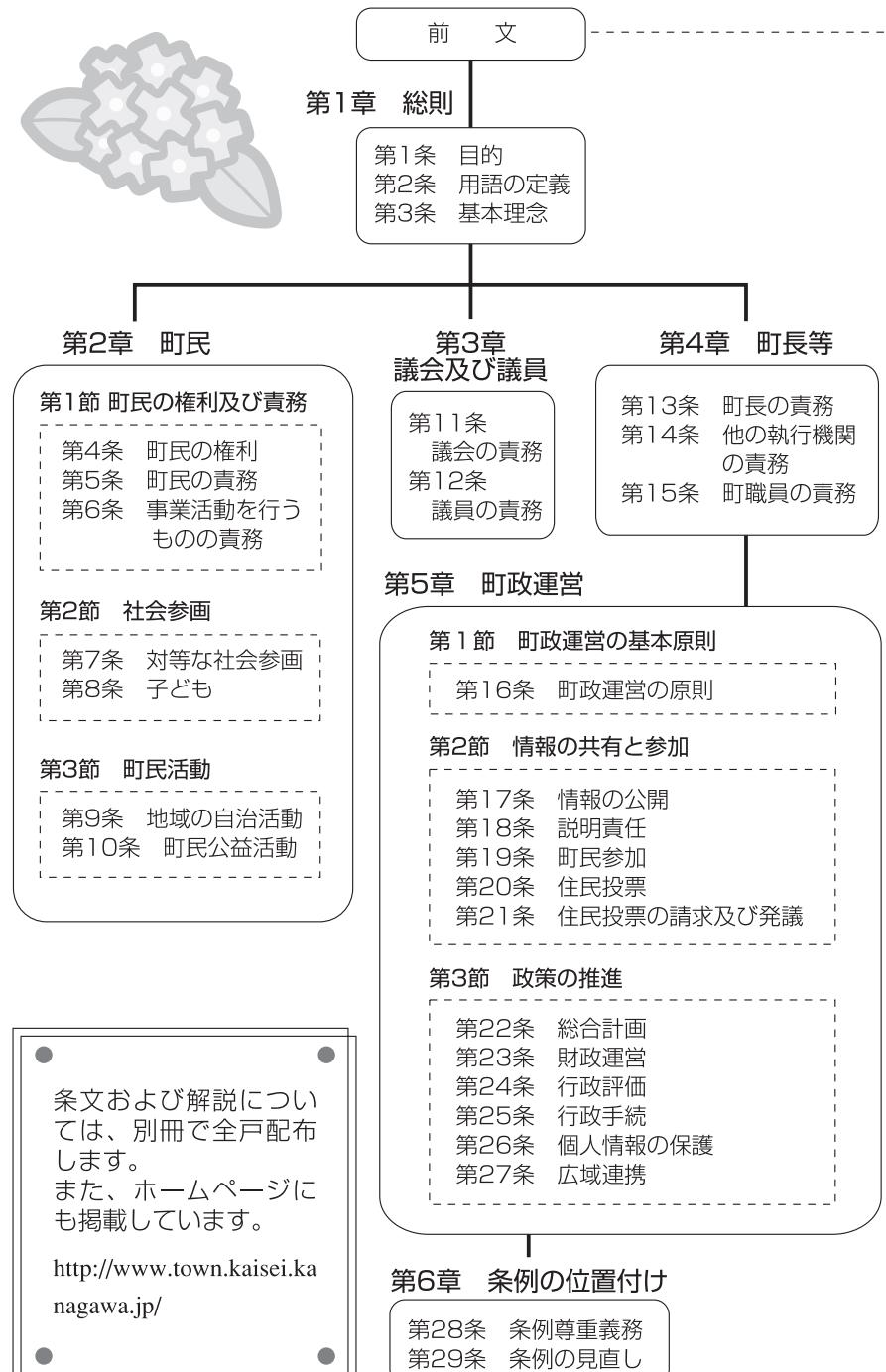
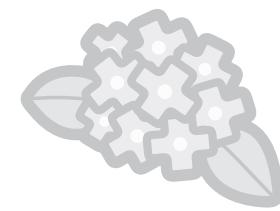


協働

地域の自治活動

～「あじさいのまち開成自治基本条例」ができました～

あじさいのまち開成自治基本条例 一体系図



条例の前文には、町民が共有する価値観や町の「よさ」、町民みんなでめざすべき町の姿を掲げています。

前文

私たちのまち開成は、酒匂川の清流に恵まれた、田園の緑あふれる人情豊かな町です。

私たち町民は、「学問、知識を開拓し、世のために務めを成す」という町の名の由来にもなった「開物成務」という精神を大切にし、先人から受け継いだ自然や歴史、文化を尊重して、助け合い自治の心でまちづくりを進めてきました。こうした自治の伝統は、将来にわたり継承すべきまちづくりの財産です。

開成町の自治は、町民のためのものであり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるふるさととして守り育てていくため、町民自らが主役となり行動していく必要があります。

議会及び町長は、このような住民自治の精神にのっとり、町民の信頼にこたえ町民と協働して町政を運営していかなければなりません。

ここに、私たちは、開成町の自治の理念を共有し、更なる発展のため、あじさいのまち開成自治基本条例を制定します。



平成19年4月
「たたき台」を全戸配布し、
意見募集を実施

平成19年8月
周知を目的としたPR週間

平成20年2月
「素案」を全戸配布し、
意見募集

策定委員会藤沼委員長から
町長へ提言書

平成19年2月
「自治基本条例フォーラム」
を開催

平成18年10月
検討フレームを作成

平成18年11月
検討フレームをもとにまちづくり町民集会での意見聴取、アンケートを実施

平成18年12月
町議会全員協議会で説明

平成19年1月
小学校PTAアンケート実施

平成20年3月
条例制定



平成19年4月
「自治基本条例フォーラム」
を開催

平成19年8月
周知を目的としたPR週間

平成20年2月
「素案」を全戸配布し、
意見募集

策定委員会藤沼委員長から
町長へ提言書

平成19年2月
「自治基本条例フォーラム」
を開催

平成18年10月
検討フレームを作成

平成18年11月
検討フレームをもとにまちづくり町民集会での意見聴取、アンケートを実施

平成18年12月
町議会全員協議会で説明

平成19年1月
小学校PTAアンケート実施

◆ **自治基本条例とは**

町民、議会および行政が町政の基本原則を共有し、協働のまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを制度化するものです。

条例では、町におけるまちづくりの基本理念、町民の権利および義務、議会・行政の責務、町政運営の基本原則、情報の共有と参加などの仕組みを定めています。つまり、自治体の自治（まちづくり）の方針と基本的なルールを定めている条例です。

◆ **なぜ必要なの？**

地方分権が進展するなか、自己決定・自己責任に基づく自治体運営を行うことが求められています。こうしたなかで、町民の皆さんとともに町政を進めていくためには、町政の基本的な事項を条例で定めが必要があります。

◆ **何が変わるの？**

町民と行政がそれぞれ何をするのか、何をしなければならないのかが明確になり、町

◆ **町独自の特徴は？**

開成町では、個別の事項ごとに投票資格者や成立要件について、条例で定めて住民投票を実施する「非常設型」の制度です。

◆ **住民投票とは**

町政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認する制度です。

◆ **協働のまちづくりとは**

町民、議会および行政が町社会の構成員であり、町政に参加する権利と義務があるとしています。

◆ **共助型社会とは**

町民どうしが地域の中で助け合うことです。

◆ **地域の自治活動とは**

自治会、婦人会、子ども会などの地域の活動をいいます。

町では、地方分権時代にふさわしい魅力のあるまちづくりを進め、町民、議会および行政が町政の基本理念を共有し、協働のまちづくりを一層推進するため、開成町としての自治の基本ルールを定める「あじさいのまち開成自治基本条例」を制定しました。この条例は、4月1日に施行されました。

企画政策課 84-0312

本とした社会を「共助型社会」として、将来に向けて残していくべき町の姿として位置づけています。

◆ **自治基本条例の策定経過**

策定委員会（町民・団体代表、学識経験者）と検討委員会（庁内組織）の双方で検討し、調整を図ながら策定しました。

◆ **自治基本条例策定委員会と検討委員会が発足**

2008.4.1